

社団法人 日本物理学会

日本物理学会論文賞規定

承認 1995年 5月13日 第520回委員会議
一部変更 1996年 10月12日 第533回委員会議
一部変更 2003年 9月1日 第440回理事会
一部変更 2004年 6月1日 第448回理事会
一部変更 2006年 9月16日 第476回理事会

- 第1条 本規定は、独創的な論文により物理学に重要な貢献をした功績を称えるために社団法人日本物理学会が会員等に対して贈る「日本物理学会論文賞」に関して定める。
- 第2条 本賞の対象は、「Journal of the Physical Society of Japan」及び「Progress of Theoretical Physics」(Supplementを含む)に、原則として贈呈年度の前年6月から遡って5年以内に発表された原著論文とする。レビュー論文は除く。後年、その論文の重要性が顕著であることが認められたものについては、さらに遡ってその対象とする。
- 第3条 表彰件数は毎年5件以内とする。ただし、該当する論文がない場合には表彰は行わない。
- 第4条 表彰式は年次大会総合講演の場において行い、賞状は受賞論文の著者それぞれに贈る。ただし、表彰式における賞状の贈呈は、著者たちの出席のもと各論文の代表者に対して行う。
- 第5条 受賞論文の決定は次の手順による。
1. 受賞論文の候補は、次の者が、指定された数の論文を、別に定める論文賞選考委員会(以下選考委員会という)に推薦する。

(1) JPSJ 編集委員会	5編以内
(2) プロGRESS 編集委員会	同上
(3) 日本物理学会受賞候補等推薦委員会	3編以内
(4) 日本物理学会支部委員長	各支部から1編以内
(5) 日本物理学会領域代表	各領域から1編以内
 2. 選考委員会は推薦された全論文について審議し、受賞候補5編以内を推薦理由を付して日本物理学会理事会(以下理事会という)に推薦する。
 3. 理事会は、選考委員会から推薦された論文について審議し、5編以内の受賞論文を決定する。
 4. 選考に係わる審議のあいだ事務局員は退席する。
- 第6条 理事会は、受賞者決定後すみやかに該当者に通知し、授賞後日本物理学会誌に論文名・著者及び推薦理由を公示する。

第7条 本規定の改訂については理事会の承認を必要とする。

- 付則
1. 本規定は1995年5月13日から施行する。
 2. 本規定の変更は2006年9月16日から適用する。

以上